

大 個 審 第 1 3 号  
( 答 申 第 2 3 9 号 )  
平成 2 4 年 6 月 2 5 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会  
会長 市川 正人

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成 24 年 6 月 8 日付け市第 1608 号で諮問のありました「住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の条例による利用について」に関し、大阪府住民基本台帳法施行条例 (平成 23 年大阪府条例第 7 号) 第 6 条に基づき審議した結果、個人情報の保護に万全を期すことを前提に、別紙に掲げる事務を同条例に追加することは、適当なものと認めます。

なお、今後とも、下記事項に留意の上、住民基本台帳ネットワークシステムを適正に利用されるよう、配慮願います。

記

- 1 本人確認情報の利用にあたっては、引き続き、住民基本台帳ネットワークシステムを取り扱う職員への研修や漏えい防止措置の徹底などセキュリティ確保を徹底し、個人情報の保護に万全を期すこと。
- 2 今後、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する事務を新たに加える場合など、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する事務に大きな変更等がある場合は、改めて本審議会の意見を徴すること。

- (1) 府税（その延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）の賦課徴収に関する事務
- (2) 府税の不申告による過料の処分又は徴収に関する事務
- (3) 他の地方団体の嘱託を受けた徴収金の徴収に関する事務
- (4) 建設業者の指導・監督に係る営業停止及び許可取消し等に関する事務
- (5) 建設業者の営業所不確知による許可取消しに関する事務
- (6) 宅地建物取引業者の営業保証金未供託による免許取消に関する事務